

# 「日中活動とGH・CH、住まい方支援」作業チーム報告

平成23年1月25日

## （目次）

### 1. 日中活動

- (1) 発達障害、高次脳機能障害、難病、軽度知的障害などのある人  
たちへの必要な福祉サービスについて
- (2) 現行の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業という区分に  
ついて
- (3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、生活介護等の日中活動系  
支援体系のあり方について
- (4) 療養介護等の重症心身障害児・者への支援について
- (5) 地域活動支援センター、日中一時支援、短期入所について
- (6) 定員の緩和等について
- (7) 日中活動への通所保障について

### 2. グループホーム・ケアホーム

- (1) グループホーム・ケアホームの制度について
  - ① グループホーム等の意義について
  - ② グループホーム・ケアホームの区分と設置基準等のあり方について
  - ③ グループホーム等の生活支援機能のあり方について
- (2) グループホーム等の設置促進について
- (3) 民間住宅の活用促進のための建築基準法の見直しについて

### 3. 住まい方支援

- (1) 地域での住まいの確保（居住サポート事業）等について
- (2) 一般住宅やグループホーム等への家賃補助等について
- (3) 公営住宅の利用促進について

さぎょうちーむ めんば  
〈作業チームのメンバー〉

ざ ちょう おおくぼつねあき しゃかいふくしほうじんぜんにつぼんて いくせいかいじょうむりじ  
座 長 大久保常明 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 常務理事

ふくざちょう みつます まさひさ しょうがい ひと えんじよしゃ にほん  
副座長 光増 昌久 障害のある人と援助者でつくる日本

ぐるーぷ ほーむ がっかいふくだいひょう  
グループホーム学会 副代表

おの ひろし じょうにんりじ  
小野 浩 きょうされん 常任理事

しみず あきひこ にしのみやししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしやせいかつしえん  
清水 明彦 西宮市社会福祉協議会 障害者生活支援

ぐるーぷ ぐるーぷちやう  
グループ グループ長

ならさきまゆみ すてーじへんしゅういいん  
奈良崎真弓 ステージ編集委員

ひらの まさあき にほんしゃかいじぎやうだいがくじゅんきやうじゅ  
平野 方紹 日本社会事業大学 准教授

にちちゅうかつどう  
1. 日中活動

はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびやう けいどちてきしょうがい ひと  
(1) 発達障害、高次脳機能障害、難病、軽度知的障害などのある人たち  
へに必要な福祉サービスについて

はじめに

これまでの福祉サービスは、対象に発達障害、高次脳機能障害、難病、  
けいどちてきしょうがい ひと とく そうてい かんが  
軽度知的障害などのある人たちなどを特に想定していないと考えられる。

まずは、それらの人たちの福祉ニーズを把握することが前提であるが、現行  
の福祉サービスの状況を踏まえ、想定される今後の求められる福祉サービス  
について検討した。

けつろん せつめい  
結論とその説明

けつろん  
(結論 1)

げんこう ふくしきーびす きやたくかいご ほーむへるぶ つういんかいじょ いどう  
現行の福祉サービスでは、居宅介護（ホームヘルプ）や通院介助、移動  
しえん さーびす りやう かんが とく じゅうやう ふくしきーびす  
支援などのサービスの利用が考えられる。特に重要な福祉サービスとして、  
そうだんしえん あうとりーちやみまもとう ふく かくじゅう ひつやう かんが  
相談支援（アウトリーチや見守り等を含む）の拡充が必要と考える。ま  
た、しょうがい とくせい おう せいかつくんれん ほうもんかた ふく しゅうろうしえん  
た、障害の特性に応じた生活訓練（訪問型を含む）や就労支援や

いばしょ ば ていきょう ひつよう かんが  
居場所（たまり場）の提供などが必要と考えられる。

### けつろん せつめい （結論 1－説明 1）

ま こそじん に ーず はあく みちか そうだんしえんたいせい なに  
まずは、個々人のニーズを把握するうえで、身近な相談支援体制が何より  
たいせつ ひと おお かぞく どうきよ ざいたく ばあい  
も大切となるが、これらの人たちの多くが家族との同居など在宅の場合が  
そうてい げんこう にちちゅうかつどうさーびす けいぞくてき ていきてき りよう  
想定される。また、現行の日中活動サービスの継続的かつ定期的な利用  
そうてい おお おも  
も想定されるが、さほど多くないと思われる。

### けつろん せつめい （結論 1－説明 2）

かぞく ふく そうだんしえん ほうもんそうだん みまも かんきょうちようせい ふく  
家族を含めた相談支援（訪問相談、見守り、環境調整などを含む。）  
じゅうよう かんが ふくしきさーびす つな ちゅうしん  
が重要と考えられる。つまり、福祉サービスに繋げることを中心とした  
そうだんしえん くら ささ はばひろ あつ そうだんしえんたいせい  
相談支援だけではなく、暮らしを支える幅広い厚みのある相談支援体制を  
こうちく ひつよう  
構築していく必要がある。

### けつろん せつめい （結論 1－説明 3）

なんびょう ひと つういんかいじょ いどうしえん きょたくかいご  
難病の人たちには、通院介助や移動支援、居宅介護などとともに  
いりょう りはびりてーしょん ふくしきさーびす れんけい ひつよう はったつしょうがい  
医療・リハビリテーションと福祉サービスの連携が必要である。発達障害、  
けいど ちてきしょうがい ひと しょうがい とくせい はいりょ  
軽度知的障害のある人については、障害特性に配慮した  
そーしゃるすきるとれーにんぐ ほうもんかたふく しゅうろうしえん りよう  
ソーシャルスキルトレーニング（訪問型含む）、就労支援や利用しやすい  
いばしょ ば ていきょう かんが  
居場所（たまり場）の提供が考えられる。

## おわりに

げんじょう そうだんしえんじぎょう ざいせいきばん せいじゃく やくわり きのう  
現状の相談支援事業は財政基盤が脆弱であり、かつ、その役割や機能  
みせいり じょうきょう こんご せいり かくじゅう  
が未整理な状況もみられ、今後それらをどのように整理、拡充していくか  
かだい  
という課題がある。

ちてきしょうがい はったつしょうがい ひと たい せいかつくんれん ふくし  
なお、知的障害や発達障害のある人たちに対する生活訓練は、福祉の  
ぶんや たいおう とくべつしえんがっこうそつぎょうしゃ たいしゅう せんしゅうか  
分野だけの対応ではなく、特別支援学校卒業者を対象とした専修科  
きょういく ぶんや たいおう けんとう ひつよう かんが  
というかたちなど、教育の分野での対応も検討する必要があると考える。

げんこう かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいきせいかつしえんじぎょう くぶん  
（1）現行の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業という区分につ  
いて

## はじめに

くに しょうがいふくし かいごほけん かつよう ほうこうせい  
国として、障害福祉における介護保険の活用という方向性がないなか  
で、これまでの給付体系を見直すとともに国と地方自治体の機能等を改め  
て検討した。

## けつろん せつめい 結論とその説明

### けつろん (結論 1)

かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ わ ひつようせい そうごうふくしほう かしょう  
介護給付と訓練等給付を分ける必要性はなく、総合福祉法（仮称）  
においては、個別給付を一本化することが適当である。

### けつろん (結論 2)

そうごうふくしほう かしょう げんこう ちいきせいかつしえんじぎょう  
総合福祉法（仮称）においても、現行の地域生活支援事業のような  
市町村の裁量に配慮した仕組みを設ける必要はあると考えられる。た  
だし、その仕組みや福祉サービスについては再検討する必要がある。

### けつろん せつめい (結論 1－説明 1)

かいごほけん かつよう ぜんてい いま かいごきゅうふ くんれんなどきゅうふ わ  
介護保険の活用という前提がない今、介護給付と訓練等給付に分け  
る必要はない。

### けつろん せつめい (結論 2－説明 1)

ちいきせいかつしえんじぎょう しちょうそん そういくふう さいりょう かのう じぎょう  
地域生活支援事業のような市町村の創意工夫、裁量で可能となる事業  
の仕組みは、残しておく必要がある。しかし、大きな地域格差が出ている  
現状から、全ての自治体で一定水準の事業ができるような財政面を含  
めた新たな仕組みが必要と考えられる。

### けつろん せつめい (結論 2－説明 2)

げんこう ちいきせいかつしえんじぎょう こべつきゅうふ いこう こべつ  
現行の地域生活支援事業においては、個別給付に移行すべきものや個別  
給付に馴染まないものなどがある。総合福祉法（仮称）でそれらを再検討  
することが必要である。

## おわりに

ちほうじちたい さいりょう じぎょう いっぽう ちいきかくさ きぐ すべて  
地方自治体の裁量による事業は、一方で地域格差が危惧される。全ての

自治体で一定水準の事業ができるような財政面を含めた新たな仕組みの検討が必要と考えられる。

また、個別給付と地域生活支援事業の組み合わせやそれらに対する地方自治体独自の乗せなど、国と地方自治体がその役割と機能を発揮し、地域福祉が推進されるような仕組みが期待される。

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、生活介護等の日中活動系支援体系のあり方について

### はじめに

現行の日中活動サービスの体系は複雑で、現実に提供されるサービス内容も利用者のニーズの必ずしも対応できてないのではないかと課題が見受けられる。それらを踏まえ、今後の日中活動サービスならびにその体系のあり方に視点を当てた。

### 結論とその説明

#### (結論1)

日中活動サービスのひとつとして、現行の「自立訓練」的な支援内容も必要である。ただし、それぞれの障害種別から求める機能は様々であり、そのサービス内容については再検討が必要と考えられる。なお、標準利用期限の設定については、利用者個々人の状況に応じたものとするべきで、見直す必要があると考えられる。

#### (結論2)

日中活動サービスは、障害者のより身近な地域で必要なサービスが提供されることが求められる。また、その内容は、従来の創作・趣味活動、自立訓練、生産活動などとともに、居場所の提供なども含み広くとらえる必要がある。

また、医療的ケアを必要とする人には、看護師を手厚く配置するなどの対応が必要であるとともに、視覚、聴覚障害のある人たちが日中活動サービスを利用する場合は、通訳・介助員を付ける必要がある。

### けつろん (結論3)

げんこう にちゅうかつどうさーびす じぎょうたいけい ふくざつ しゅうろうけい べつ  
現行の日中活動サービスの事業体系は複雑であり、就労系は別と  
して、せいかつかいご じりつくんれんとう たと であくていびていせんたー  
生活介護、自立訓練等は、例えば、デアクティビティセンター  
(仮称)としてまとめ、こべつ にーず おう にちゅうかつどうぷろぐらむ ていきょう  
個別のニーズに応じた日中活動プログラムを提供  
するよう、よりしんぶる たいけい ひつよう かんが  
シンプルな体系にする必要があると考えられる。

いっぽう こべつ にーず おう にちゅうかつどうぷろぐらむ ていきょう いっていみず  
一方、個別のニーズに応じた日中活動プログラムの提供を一定水  
じゅんほしょう せんもんか しょくいん はいち せつびとう かくほ きじゅん  
準保障するための専門家や職員の配置、設備等を確保するための基準と  
けいかくぎょうせい かんてん いってい じぎょうたいけい さーびすたいけい せってい  
計画行政の観点から、一定の事業体系(サービス体系)を設定する  
ひつようせい かんが  
必要性も考えられる。

### けつろん せつめい (結論1-説明1)

じりつくんれん ひつようせい とく いろん じったい  
「自立訓練」の必要性について特に異論はみられない。実態として、  
とくべつしえんがっこう しんそつしゃ しゅうろうけいぞくしえん かた い  
特別支援学校の新卒者には、すぐに就労継続支援B型には行けないの  
で、じりつくんれん うけ ひと おお おも  
「自立訓練」を受けている人が多いと思われる。

### けつろん せつめい (結論1-説明2)

にちゅうかつどうさーびす こべつきゅうふ りようけいやく こべつぷろぐらむ きのお  
日中活動サービスは個別給付であり、利用契約や個別プログラムが機能  
し、それをきほん ひょうじゅんりようきかん せってい ふよう かんが  
基本とすれば、標準利用期間の設定は不要と考えられる。なお、  
くんれんてき さーびす ゆうきげん りゆうい ひつよう  
訓練的なサービスは有期限であることに留意する必要がある。

### けつろん せつめい (結論2-説明1)

しゅうろう ちゅうしん げんこうせいど もんだい はたら しょうがいしゃ  
就労を中心とした現行制度には問題があり、働けないまでも、障害者  
のしゃかいさんか たようせい みと ひつよう しゅうろう ちいき  
社会参加のありかたの多様性を認める必要がある。就労せずとも地域の  
なか じそんころ みずか やくわり は かんきょう かくほ  
中で自尊心をもって自らの役割を果たしていける環境を確保することが  
じゅうよう しゃかいさんか いばしょきのう ぶんかげいじゅつかつどう  
重要であり、社会参加、居場所機能や文化芸術活動などについても、しっ  
かりとにちゅうかつどうさーびす いちづ じゅうよう かんが  
日中活動サービスに位置付けることが重要と考える。

### けつろん せつめい (結論2-説明2)

いりょうてきけあ ひつよう ひと さまざま にちゅうかつどうさーびす もと ばあい  
医療的ケアを必要とする人も様々な日中活動サービスを求める場合  
があり、それらの人を受け入れる場合は、ひと う い ばあい かんごし てあつ はいち ほうもん  
看護師を手厚く配置したり、訪問  
かんご れんけい ひつよう しかく ちょうかくしょうがい ひと にちゅう  
看護との連携が必要である。視覚、聴覚障害のある人たちが日中  
かつどうさーびす りよう ばあい つやく かいじょいん つ ひつよう  
活動サービスを利用する場合は、通訳・介助員を付ける必要がある。

けつろん せつめい  
(結論3-説明1)

りようしゃ たちば おな さーびす いっぽんか ほう  
利用者の立場からは、同じようなサービスであれば、一本化してくれた方が  
わ  
分かりやすい。また、げんこう にちちゅうかつどう さーびす たいけい ふくざつ  
現行の日中活動サービスの体系が複雑であり、  
しんぶる さーびす たいけい ひつよう いけん おお こべつきゅうふ  
シンプルなサービス体系にする必要があるとの意見が多い。個別給付の  
りてん かつ ここじん ひつよう おう さーびす もと しきゅうけつてい  
利点を活かして、個々人の必要に応じたサービスに基づいた支給決定に  
たい じぎょうしょ おう さーびす ていきょう しんぶる しくみ  
対して、事業所がそれに応じたサービスを提供するというシンプルな仕組  
みが必要ではないか。

けつろん せつめい  
(結論3-説明2)

しゅうろう けい べつ せいかつ かいご じりつ くんれん とう  
就労系は別として、生活介護、自立訓練等は、  
でいあくていびていせんた かしやう こべつ ようぼう こべつしえん  
ダイアクティビティセンター(仮称)としてまとめ、個別の要望(個別支援  
けいかく にちちゅうかつどう ぷろぐらむ ていきょう たよう ようぼう こた  
計画)で日中活動のプログラム提供をするよう、多様な要望に応えられ  
るようにすることが考えられる。

けつろん せつめい  
(結論3-説明3)

にちちゅうかつどうしえん かんそか はか じゅうど こうれい しっぺいとう ゆう ひと  
日中活動支援は簡素化を図り、重度や高齢、疾病等を有する人たち  
しゆ たいしやう せいかつしえんがた ちゅうけいどしや しゅうぎょうきぼうしや りしよくしや  
を主たる対象とする生活支援型と中軽度者や就業希望者、離職者を  
しゆ たいしやう せいさんかつどうがた ふた じぎょう たきのうてき うんえい  
主たる対象とした生産活動型とし、二つの事業を多機能的に運営する  
ことも可能とする体系が考えられる。

けつろん せつめい  
(結論3-説明4)

しきゅうけつてい さーびす てきせつ ていきょう たいせい かくほ  
支給決定されたサービスについて、それが適切に提供される体制を確保  
するため、さいていきじゆん せつてい ひつよう さまざま じぎょう ひと  
最低基準の設定が必要となる。様々な事業を一つにまとめる  
ことはできないのではないか。また、たいぷ を分けるからこそ自治体は計画的  
しせつ せいび こうひ ししゆつ にちちゅうかつどう  
に施設を整備し、公費を支出することができる。いずれにしても、日中活動  
さーびす おお くく なか さーびす めにゆ じぎょうたいけい ひようじゆんか  
サービスという大きな括りの中で、サービスメニュー(事業体系と標準化  
されたプログラム)は設定することになると思われる。

**おわりに**

げんこう にちちゅうかつどう さーびす ほうしゅうたいけい じぎょうしや ほうしゅう  
現行の日中活動サービスにおける報酬体系により、事業者が報酬  
がく ちゃくもく さーびす てんかい りようしや にーず こと さーびす りよう  
額に着目したサービスを展開し、利用者のニーズと異なるサービスを利用  
せざるを得ない現状がある。利用者が身近な地域で、必要とする様々な

サービスを利用できるような報酬体系を検討する必要がある。

#### (4) 療養介護等の重症心身障害児・者への支援について

##### はじめに

重症心身障害児・者への支援については、特に医療と福祉の連携が重要であり、現状の課題を踏まえ、今後の方向性を検討した。

##### 結論とその説明

###### (結論1)

重症心身障害児・者の通園・通所サービスの法定化が必要である。また、現行の療養介護事業は入所医療施設のみに限定せず、通所の医療施設にも認める必要がある。一方、現行の生活介護の通所サービスを利用する場合は、医療的ニーズに配慮して、看護師を手厚く配置するなど職員配置等の支援体制が必要である。

###### (結論2)

重症心身障害児が成人となった場合、別の法律体系のもと成人としての人権に配慮した、年齢相応の日常生活を支援する必要がある。ただし、その際、医療を含む支援体制の著しい変化は避けるべきであり、継続的に一貫した支援体制が確保できるような仕組みが必要である。

###### (結論1-説明1)

親の人たちは、どんなに障害が重くても、できる限り地域で共に暮らしたいと願っているが、最近、特に濃厚な医療的ケアを必要とする超重症児といわれる人たちが増加の傾向にあり、通所、通園が困難な実態がある。このため医療型の通所の整備が要請されている。一方、生活介護事業など福祉型の通所にあっても、重症心身障害児・者がりよう利用するものについては、看護師の複数配置を必須要件とする必要がある。

###### (結論1-説明2)

重症心身障害児者通園・通所の法定化が必要である。現行の療養



介護は、医療入所施設（病院）の入所だけに認められ、通所には認められていないという問題がある。現行の療養介護は入所医療施設のみに限らず、通所の医療施設にも認めるべきである。また、重症心身障害者は、単なる生活介護による支援となった場合、心身機能の退行やQOLの低下、環境の変化による生命の危険なども危惧され、それらに配慮した職員配置等の支援体制が必要である。

### （結論1－説明3）

重症心身障害の人にとって、生活介護は、単に介護を受けているというものではなく、自己実現に向けた支援体系を考える必要がある。

### （結論2－説明1）

重症心身障害児者（以下「重症児者」という）は、18歳に達したからといって、年齢で区分し、別体系の療養介護に移行させ、かつ、係る職員やかかわり方まで変えてしまうということは、重症児者にとって、著しい環境の変化となり、生命の危機にさらされることになる。成人になり、法律体系が変わることになっても、職員配置基準を児童福祉法と同じくし、法律体系を超えて一貫した支援体制を可能にする必要がある。なお、一貫した支援体制の中で、成人には成人としての人権に配慮し、その年齢に相応の日常生活の支援を行うよう配慮する必要がある。

### （結論2－説明2）

現在の療養介護は入院を前提としている日中活動であるが、重症心身障害児が18歳になって成人期の日中活動サービスに移行する場合の事業体制と支援体制は一体的に運営できる配慮が必要である。事業体系は児童と18歳以上は分けても、一体的に運営することも可能ではないか。

## おわりに

現行の療養介護は、医療と福祉との報酬の差がかなり大きく、実際、事業があっても事業を受ける医院や病院がないため、重い障害のある人の行き場がないというような現実があるとの指摘があった。

また、<sup>げんこう</sup> 現行の<sup>じゅうしゅうしんしんしょうがいじ</sup> 重症心身障害児・者<sup>ものつうえんじぎょう</sup> 通園事業を<sup>ほじょじぎょう</sup> 補助事業から<sup>こべつ</sup> 個別給付にする場合は、<sup>きゅうふ</sup> 利用者が<sup>ばあい</sup> 少ない<sup>りょうしゃ</sup> 地域では、<sup>すく</sup> 経済的に<sup>ちいき</sup> 運営が<sup>けいざいてき</sup> 困難になることが<sup>うんえい</sup> 想定されるとの<sup>こんなん</sup> 意見もあり、<sup>そうてい</sup> 報酬体系の<sup>いけん</sup> 課題として<sup>ほうしゅうたいけい</sup> 検討が<sup>かだい</sup> 必要である。<sup>けんとう</sup> <sup>ひつよう</sup>

## (5) <sup>ちいきかつどうしえんせんた</sup> 地域活動支援センター、<sup>にっちゅういちじしえん</sup> 日中一時支援、<sup>たんきにゅうしょ</sup> 短期入所について

### はじめに

<sup>ちいきかつどうしえんせんた</sup> 地域活動支援センター、<sup>にっちゅういちじしえん</sup> 日中一時支援、<sup>たんきにゅうしょ</sup> 短期入所については、<sup>ちいきせいかつ</sup> 地域生活において<sup>ひつよう</sup> 必要に応じて<sup>おう</sup> 利用するなど、<sup>りょう</sup> 柔軟な<sup>じゅうなん</sup> 日中サービスとして<sup>にっちゅうさーびす</sup> 考えられるが、<sup>かんが</sup> それらの<sup>じっさい</sup> 実際の<sup>りょうじつたい</sup> 利用実態や<sup>かだい</sup> 課題を<sup>ふ</sup> 踏まえ、<sup>こんご</sup> 今後の<sup>かた</sup> あり方を<sup>けんとう</sup> 検討した。

### けつろん <sup>せつめい</sup> 結論とその説明

#### けつろん (結論 1)

<sup>ちいきかつどうしえんせんた</sup> 地域活動支援センターについては、<sup>ちいき</sup> 地域によってその<sup>さーびす</sup> サービス内容が<sup>さまざま</sup> 様々な<sup>じつたい</sup> 実態があり、<sup>にっちゅうかつどうさーびす</sup> 日中活動サービスの<sup>こべつきゅうふ</sup> 個別給付に<sup>なじ</sup> 馴染む場合や<sup>ばあい</sup> 相談や<sup>そうだん</sup> さまざまな<sup>ばてき</sup> 内容のものもある。<sup>こんご</sup> 今後、<sup>きのう</sup> それらの<sup>せいり</sup> 機能を<sup>せいど</sup> 整理し、<sup>せいで</sup> どのように<sup>なか</sup> 制度の<sup>いちづ</sup> 中で<sup>けんとう</sup> 位置付けるか<sup>ひつよう</sup> 検討が<sup>かんが</sup> 必要と<sup>な</sup> 考えられる。

#### けつろん (結論 2)

<sup>にっちゅういちじしえん</sup> 日中一時支援については、<sup>ぜんこく</sup> 全国どこでも<sup>つか</sup> 使えるように<sup>げんこう</sup> するためには、<sup>にっちゅういちじしえん</sup> 現行の<sup>じゅうらい</sup> 日中一時支援は、<sup>たんきにゅうしょ</sup> 従来の<sup>にっちゅうりょう</sup> 短期入所の<sup>こべつきゅうふ</sup> 日中利用(個別給付)のように<sup>こべつ</sup> 個別給付に<sup>きゅうふ</sup> 戻す<sup>もど</sup> 必要がある。<sup>ひつよう</sup>

#### けつろん (結論 3)

<sup>げんこう</sup> 現行の<sup>にっちゅういちじしえん</sup> 日中一時支援を<sup>はいし</sup> 廃止し、<sup>たんきにゅうしょ</sup> かつての<sup>にっちゅうりょう</sup> 短期入所の<sup>こべつ</sup> 日中利用(個別給付)を<sup>きゅうふ</sup> 設ける<sup>もう</sup> 必要がある。また、<sup>ひつよう</sup> その<sup>にっちゅうりょう</sup> 日中利用は<sup>さーびす</sup> サービス間の<sup>すきま</sup> 隙間を<sup>う</sup> 埋めるために<sup>たいむ</sup> も<sup>けあ</sup> タイムケア型を<sup>けんとう</sup> 検討する<sup>ひつよう</sup> 必要がある。また、<sup>たんきにゅうしょ</sup> 短期入所について<sup>いりょうてき</sup> も<sup>けあ</sup> 医療的ケアを<sup>ひつよう</sup> 必要とする<sup>ひと</sup> 人に<sup>はいりょ</sup> 配慮する<sup>ひつよう</sup> 必要がある。

なお、<sup>げんこう</sup> 現行の<sup>いりょうかた</sup> 医療型の<sup>たんきにゅうしょ</sup> 短期入所では、<sup>にっちゅうりょうご</sup> 日中利用後の<sup>たんきにゅうしょ</sup> 短期入所の<sup>ほうしゅう</sup> 報酬<sup>せつてい</sup> 設定がないので、<sup>にっちゅうかつどう</sup> 日中活動を<sup>けつせき</sup> 欠席して<sup>たんきにゅうしょ</sup> 短期入所を<sup>つか</sup> 使うなどの<sup>ふべん</sup> 不便さが<sup>で</sup> 出

できている。児童・18歳以上と同じような制度設計にすることが必要である。

#### (結論1-説明1)

地域活動支援センターはダイアクティビティーセンターに整理する方がよい。定員も、社会福祉法を考えると10名であればよい。特に、精神障害や知的障害では、居場所機能の評価と再構築は大きな地域課題である。

#### (結論1-説明2)

制度の谷間の障害者をどうするか。例えば、難病患者に障害が発現した際、一定期間利用することができるような制度はどう考えるか。

#### (結論1-説明3)

地域生活支援事業は、個別給付に馴染まないものもあるので、それはそれで残さなくてはならない。また、地方に行けば行くほど人が集まらない。5名でも事業を展開することができるような仕組みが必要である。気楽に利用でき、たまり場的に利用することができる場所が望ましい。例えば、相談支援事業者に厚みを持たせて、たまり場になり、ワンストップの相談も行い、サービスに繋げるバイアスにもなる機能がほしい。地方では、相談やたまり場をまとめてやるような形は、特に精神の分野では広がっている。小規模多機能的なところを残さなければ、地方ではやっていけない。

#### (結論1-説明4)

現行の地域活動支援センターは、地方や都市など地域によって、その機能は多様な実態があるように思われるところから、それらの機能を整理して、今後の制度の中での位置づけを検討する必要がある。

#### (結論2-説明1)

日中一時支援事業は地域生活支援事業の選択事業であり、実施していない市町村があるようである。また、助成金や報酬が少ないため受託する事業所が少なくなったり、事業を停止する事業者がみられる。事業者がないとの理由で実施していない市町村も多いようである。全国どこでも使えるようにするためには、現行の日中一時支援は、従来の短期

にゅうしょ にっちゅうりよう こべつきゆうふ こべつきゆうふ もど  
入所の日中利用（個別給付）のように個別給付に戻すべきでないか。

### （結論3－説明1）

げんこう にっちゅういちじしえん はいし たんきにゅうしょ にっちゅうりよう こべつ  
現行の日中一時支援を廃止し、かつての短期入所の日中利用（個別  
きゆうふ もう ひつよう にっちゅうりよう さーびすかん すきま う  
給付）を設ける必要がある。また、その日中利用はサービス間の隙間を埋  
めめるためにもタイムケア型としてはどうか。また、短期入所についても  
いりょうてきけあ ひつよう ひと はいりょ じょうけんせいび ひつよう  
医療的ケアを必要とする人に配慮した条件整備が必要である。

### （結論3－説明2）

たいむけあさ びす こうじょうてき じちたい ぶらん つく  
タイムケアサービスは恒常的でないので自治体もプランを作れない。もし  
いぎりす ちけつとせい れい じかんぶんわた がち  
やるなら、イギリスのようにチケット制にして、例えば30時間分渡す形に  
すれば自治体も対応できる。支援量を定量化していかないと基盤整備も  
すす  
進まない。

### （結論3－説明3）

じどう さいいじょう たんきにゅうしょ ほうしゅうかいていじ へいせい ねん がつ にっちゅうかつどう  
児童・18歳以上の短期入所の報酬改訂時（平成21年4月）日中活動  
りよう あと たんきにゅうしょ あたら たんか こんらん せいり  
を利用した後の短期入所の新しい単価ができて、それまでの混乱は整理さ  
れた。一方医療型の短期入所では、日中利用後の短期入所の報酬設定  
いっぽういりょうかた たんきにゅうしょ にっちゅうりようご たんきにゅうしょ ほうしゅうせつてい  
がないので、日中活動を欠席して短期入所を使うなどの不便さが出てき  
にっちゅうかつどう けっせき たんきにゅうしょ つか ふべん で  
ている。児童・18歳以上と同じような制度設計にすることが必要である。

## おわりに

げんこう ちいきかつどうしえんせんた いっぽう うんえいひ ほうしゅう もんだい  
現行の地域活動支援センターについては、一方で運営費（報酬）の問題  
してき ざいせいてき しえん しく かだい てき  
が指摘され、財政的な支援の仕組みが課題として適されている。また、  
たんきにゅうしょ つうじよさ びす たんきにゅうしょ へいせつ  
短期入所については、通所サービスに短期入所を併設するとともに、  
ぐる ぶほ むとう どうよう へいせつ ちいき せいかつ  
グループホーム等にも同様に併設すべきで、地域で生活する  
せいしんしょうがいしゃ きゅうそくなど もくてき きがる りよう  
精神障害者が休息等の目的で気軽にそれらを利用できることにより、  
ちいきせいかつ けいぞく かのう いけん にっちゅう  
地域生活の継続がより可能となるとの意見があった。これらの日中の  
さーびす とく ひつよう りよう してん  
サービスについては、特に、必要なとき、いつでも利用できるという視点にた  
って整備していくことが求められる。

たんき にゅうしょ ひょうげん しせつ にゅうしょ れんそう いわかん  
なお、短期「入所」という表現が、施設への「入所」を連想させ、違和感  
けんとう のぞ こえ  
があるので検討を望む声があった。

## (6) 定員の緩和等について

### はじめに

現在の日中活動サービス体系における定員の要件は、特に、人口の少ない過疎地などで大きな課題となっている。身近な地域での重要な日中活動の場として利用されてきている小規模事業所等の意義を踏まえ検討した。

## 結論とその説明

### (結論1)

10名に満たない日中活動サービスの事業所は、全国の過疎地等に存在し続けている状況があり、5名でも事業を展開できる何らかの仕組みが必要である。一方、重症心身障害児・者通園事業B型は1日5名の基準で運営しているが、これらの事業への今後の対応についても十分に配慮する必要がある。

### (結論1-説明1)

地方に行けば行くほど人が集まらない。5名でも事業を展開することができるような仕組みが必要である。また、気楽に利用でき、たまり場的に利用することができる場所が望ましい。

### (結論1-説明2)

現在の重症心身障害児・者通園事業B型は1日5名の基準で運営している。地方や利用者が少ない地域で、この通園事業が個別給付な場合は、運営が困難になる可能性がある。十分な配慮が必要である。

## (7) 日中活動への通所保障について

### はじめに

日中活動サービスを利用する際、通所に係る送迎の支援は不可欠となっている。それに対する福祉サービスとしての位置づけが定かではなく、

ざいせいいてきしえん ふじゅうぶん げんじょう  
財政的支援も不十分な現状がある。それらを踏まえ検討した。

## けつろん せつめい 結論とその説明

### けつろん (結論1)

にっちゅうかつどうさーびす りよう いどうしえん そうげい ふかけつ  
日中活動サービスを利用するには移動支援(送迎)が不可欠であり、そ  
ひよう ほうしゅうじょうひようか しきく ひつよう かんが  
の費用について、報酬上評価する仕組みが必要と考えられる。

なお、ほうしゅう さんてい いどうしえん そうげい しえんないよう さいけんとう  
報酬の算定にあたっては、移動支援(送迎)の支援内容を再検討  
するとともに、こうきょうこうつうきかんとく りよう つうしょしゃ あつか あわ  
公共交通機関等の利用による通所者の扱いを併せて  
けんとう ひつよう  
検討する必要がある。

### けつろん せつめい (結論1-説明1)

にっちゅうかつどうさーびす りよう そうげい ひつよう そうげい ひつよう  
日中活動サービスを利用するには送迎は必要である。送迎が必要な  
ひと そうげい きのう じぎょうたいけい ひつよう  
人には送迎を機能としてもたせる事業体系とする必要がある。また、  
いりょうてきけ あ ひつよう ひと そうげい かんごし てんじょう ひつよう  
医療的ケアを必要とする人の送迎には看護師の添乗も必要になる。  
げんこう せいかつかいご そうげいけいひ ふく かいしゃく ほか  
現行の生活介護には送迎経費も含まれているとの解釈があるが、他の  
つうじょじぎょう そうげいけいひ ふく ききんじぎょう まんえん ほじょ  
通所事業には送迎経費は含まれていない。基金事業で300万円の補助が  
じっし じっせき おう ほうしゅう ふく せいど ひつよう  
実施されているが、実績に応じて報酬に含まれるような制度にする必要が  
ある。

### けつろん せつめい (結論1-説明2)

そうげい こえ みまも ふく しえん いち たん  
送迎について、声かけや見守りを含めた支援として位置づけるのか、単  
いどうしゆだん いち ぎろん いっぽう つうじょ さい  
る移動手段として位置づけるのかという議論がある。また、一方、通所の際  
いどうしえん りよう こうつうひ しきゅう もと いけん  
の移動支援の利用や交通費の支給を求める意見がある。

## ぐるーぶほーむ けあほーむ 2. グループホーム・ケアホーム

### (1) グループホーム・ケアホームの制度について

#### はじめに

ぐるーぶほーむ ちいき す ていき ねんあま けいか  
グループホームが、地域の住まいとして提起されて20年余りが経過する。  
にゆうきよしゃ やく まんにん たつ こんご ちいきせいかつこう すいしん  
入居者も約6万人に達し、今後、地域生活移行を推進するうえで、  
ぐるーぶほーむ ふきゅう かんが せっちきじゆん  
グループホームはさらに普及していくことが考えられるが、その設置基準

とう しえんきのう しゅじゅ かだい みう ぶ  
等や支援機能について、種々の課題も見受けられる。これらを踏まえ、もう  
いちどげんてん た ちいき す ぐるーぶほーむせいど かたとう  
一度原点に立って、地域の住まいとしてのグループホーム制度のあり方等を  
けんとう  
検討した。

## ①ぐるーぶほーむとう いぎ ①グループホーム等の意義について

### けつろん せつめい 結論とその説明

#### けつろん (結論1)

ぐるーぶほーむとう しえん ちいきせいかつ きょじゅうくうかんかくほ きほんてき  
グループホーム等での支援は、地域生活における居住空間確保と基本的  
せいかつしえん かじしえん やかんしえん にゅうきよしゃひとり ひつよう  
な生活支援、家事支援、夜間支援などともに入居者一人ひとりに必要な  
ぱーそなる しえん りょうほう かさ かんが ひとり  
パーソナルな支援の両方が重なったものと考えられる。一人ひとりがよりそ  
ひと はっき じょうきょう う だ じゅうみん く  
の人らしさを発揮できる状況を生み出し、住民として暮らしていくための住  
まい方支援のひとつといえる。

なお、ぐるーぶほーむとう とくてい せいかつようしき ぎむ  
なお、グループホーム等については、「特定の生活様式を義務づけられな  
い」ためにも、ちいきせいかついこう ゆいいつ  
地域生活移行においてそれらを唯一のものとするのではなく、  
じぶん じぶん く えら せんたくし ひと かんが ひつよう  
自分で自分の暮らしを選ぶ、選択肢の一つと考える必要がある。

#### けつろん せつめい (結論1-説明1)

ちいきしゃかい じりつせいかつ きょうどうじゅうきよ いえ げんてん た  
地域社会で自立生活をすすめるための共同住居(家)という原点に立  
った制度構築をしなければならない。ぐるーぶほーむとう しえん きょじゅう  
制度構築をしなければならない。グループホーム等での支援は、居住  
くうかんかくほおよ きほんてき せいかつしえん かじしえん やかんしえん ひとり  
空間確保及び基本的な生活支援、家事支援、夜間支援などと一人ひとりに  
ひつよう ぱーそなる しえん りょうほう かさ かんが  
必要なパーソナルな支援の両方が重なったものとして考えるべきである。  
ひとり ひとり ひと はっき じょうきょう う だ じゅうみん く  
一人ひとりがよりその人らしさを発揮できる状況を生み出し、住民として暮  
らしていくことが大切である。

#### けつろん せつめい (結論1-説明2)

りょうしゃ ぐるーぶ たがい しげき たす あ ぐるー  
利用者がグループでお互いに刺激しあって、助け合っていくこともグルー  
ぶほーむ りねん す ばしよ ていきょう  
プホームの理念ではないか。住む場所をただ提供するだけでなく、  
なかま たす あ しえん ぎろん じゅうよう  
仲間で助け合っていくために、どうやって支援していくかという議論も重要と  
おも  
思われる。

#### けつろん せつめい (結論1-説明3)

とくてい せいかつようしき ぎむ ちいきこう  
「特定の生活様式を義務づけられない」ためにも、地域移行において  
ぐるーぷほーむとう ゆいいつ つい すみか いち  
グループホーム等を唯一のものとしてはならない。また、終の棲家として位置  
づけるのではなく、しょうらいてき いっぱんじゅうたく く すてっぷ  
将来的に一般住宅での暮らしをめざすためのステップ  
として位置づける必要もある。けんりじょうやく だれ く じぶん  
権利条約にいう、誰とどこで暮らすか自分で  
せんたく せんたく ふ ぐるーぷほーむとう じぶん じぶん く  
選択できる、ということをつまえて、グループホーム等は自分で自分の暮ら  
しをえら せんたくし ひと かんが ひつよう  
しを選ぶ、選択肢の一つだと考える必要がある。

## ②グループホーム・ケアホームの区分と設置基準等のあり方について

### けつろん せつめい 結論とその説明

#### けつろん (結論1)

げんこう ぐる ほ む けあほ む くぶん ぐる ほ む いっぽんか  
現行のグループホーム、ケアホームの区分は、グループホームに一本化すること  
だとう ていいん きぼ ぐる ほ む ほんらいてきしゆし  
が妥当である。定員規模については、グループホームの本来の趣旨である  
かていてき かんきょう にん きぼ げんそく ひつよう どういつ  
家庭的な環境として、4～5人の規模を原則とする必要がある。また、同一  
しきちない かた さいけんとう ひつよう かんが  
敷地内のとらえ方など再検討する必要があると考える。

#### けつろん せつめい (結論1-説明1)

ぐるーほーむ けあほーむ じぎょうめい かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ わ  
グループホーム、ケアホームの事業名は、介護給付と訓練等給付で分け  
じったい ぐるーぷほーむ どういつ  
たが、実態からしてもグループホームで統一すべきである。

#### けつろん せつめい (結論1-説明2)

ちてきしょうがい ひと なかま せいかつ なかま かんけいせい も  
知的障害の人が仲間と生活し、仲間と関係性を持ってやっていくという  
ことは、しや はい にんずう げんかい おも にん  
ことは、視野に入る人数の限界があると思う。まとまるのは4から5人で  
はないか。せいかつ ば かてい ちか きぼ  
生活の場なので家庭に近い規模にすべき。

#### けつろん せつめい (結論1-説明3)

ていいん にんいじょう ぐるーぷほーむ わくぐ はず あたら たいけい  
定員が7人以上はグループホームの枠組みから外して、新しい体系とし  
てせいり じゅうきよていいん ふたり かのう りよう ひと く  
て整理してはどうか。住居定員が2人から可能になって、利用する人の暮ら  
かた たようせい ひょうか てきせい いりきよしゃていいん にん  
し方の多様性ができてきて評価できる。適正な入居者定員は4～5人と  
して、きんきゅうわく たいけんにゆうきよよう ふく じゅうきよ めい ていいん さいだい  
して、緊急枠などや体験入居用を含め1住居6名の定員を最大として  
はどうか。いっぼう だいきぼか よくせい いっぼう ちいき じじょう かんあん けんとう  
はどうか。一方、大規模化を抑制する一方、地域の事情も勘案した検討  
ひつよう かんが じゅうどしょうがいしゃとう にゆうきよ ぐるーぷほーむ  
が必要と考える。なお、重度障害者等が入居するグループホームにつ



いては、夜間支援体制の観点から、規模について一定の配慮が必要となるかもしれない。

#### （結論1－説明4）

現在、地域によってグループホーム等の設置基準に関しては、解釈の格差があり、同一敷地内で複数かつ入居者数が20人、30人となっている例もでてきた。設置に関しては、都市計画的な見方もとりながら検討する必要性がある。障害のある人が1ヶ所の地域で多数住むことはどうなのか、普通の暮らしはどのようなものなのか、地域の住宅政策も含めて検討が必要である。特に、既存の施設を使って運営する場合、2ユニット（10人を2棟）、都道府県知事が認めれば3ユニットまで可能な現行の考え方は見直す必要がある。

### ③グループホーム等の生活支援体制のあり方について

#### 結論とその説明

#### （結論1）

現在、入居者の高齢化が進む一方、重度の障害や様々なニーズのある人たちの入居も増加することが想定されるなかで、グループホーム等で提供する標準的サービスと入居者一人ひとりが必要に応じて利用するサービスとの関係を検討、整理し、居宅介護等の訪問系サービスの活用を含めた生活支援体制を確保する必要がある。

一方、高齢化等により日中活動サービスに通うことが困難であったり、必要としない入居者の日中支援のあり方を検討する必要がある。

#### （結論1－説明1）

今後、高齢、重度・重複障害、医療的ケアや行動障害など様々なニーズのある人たちの利用が多くなることが想定され、介助等個別支援を必要とするそれらの人たちに対して、一般住宅と居宅介護等を活用することで、地域での自立生活が可能となる。また、それらの人たちも利用できるようハード面での整備を推進するとともに、職員の夜間常駐、休日の

にちゅうしえん いりょうてきけ あ じっし かのう ほうしゅう うんえいきじゅん じんいん  
日中支援、医療的ケアの実施が可能となるよう、報酬、運営基準、人員  
はいち みなお はか ひつよう  
配置の見直しを図る必要がある。

けつろん せつめい  
**(結論 1-説明 2)**

たと せいじす じんこうこきゅうりょうほう たいおう いりょう れんけい  
例えば、ALSや筋ジスなど人工呼吸療法に対応し、医療と連携の  
ぐるーぷほーむのニーズが高まっている。海外の例では、訪問看護師  
へるば しえん う ちいき せいかつ かいがい れい ほうもんかんどし  
とヘルパーの支援を受けて地域で生活できるようになっている。呼吸器装着  
じゅうどしょうがいしゃ ぐるーぷほーむ せんたくし  
の重度障害者であってもグループホームは選択肢のひとつとなりえる。

けつろん せつめい  
**(結論 1-説明 3)**

ちてきしょうがい ひと じゅうどほうもんかいごなど かつよう ぱ  
知的障害のある人たちにおいても重度訪問介護等を活用し、パー  
そなるあしすたんと しえんづけ じりつせいかつ さぽ てっどりびんぐ いっぱんか  
ソナルアシスタントなど支援付き自立生活(サポテッドリビング)も一般化  
されるべきである。日中活動に行かないときは、本人の支援計画に基づい  
て、じゅうどほうもんかいご りよう ひつよう  
重度訪問介護を利用できるようにする必要がある。

けつろん せつめい  
**(結論 1-説明 4)**

とく いりょうてき えんじょ にちじょうてき ひつよう ちょうじゅうしやう じゅんちょうじゅうしやう  
特に、医療的な援助も日常的に必要とする超重症・準超重症の  
じゅうしやうしんしんしょうがいじしや たい ぐるーぷほーむとう にちじょうてきしえん  
重症心身障害児者に対するグループホーム等における日常的支援につ  
いては慎重に検討し、しんちょう けんとう かんきょうじょうけん かくほ ひつよう  
環境条件が確保される必要がある。

けつろん せつめい  
**(結論 1-説明 5)**

あるこ るとういぞんしやう ばあい かじえんじょいじやう しえん ひつよう ひと  
アルコール等依存症の場合など家事援助以上の支援が必要な人たちが  
いるため、ぱーそなるあしすたんととう しえん くみ あ  
パーソナルアシスタント等による支援を組み合わせられるようにす  
る必要がある。

けつろん せつめい  
**(結論 1-説明 5)**

ぐるーぷほーむ けあほーむ きょたくかいご つか ばあい ふくしほーむ  
グループホーム、ケアホームで居宅介護を使えない場合、福祉ホームだと  
きょたくかいご りよう かのう ひつよう いけん おお  
居宅介護の利用が可能なので、必要との意見も多い。

けつろん せつめい  
**(結論 1-説明 6)**

ぐるーぷほーむとう ふくやく ふく けんこうかんり しえん きんせんかんり  
グループホーム等において、服薬を含めた健康管理の支援、金銭管理の  
しえん やかん そうちやうじかんたい しえん ひつようふかけつ ぐるーぷほーむとう  
支援、夜間・早朝時間帯の支援は必要不可欠であり、グループホーム等で  
これらの部分をどこまで担うのかせいり ひつよう  
整理する必要がある。

けつろん せつめい  
**(結論 1-説明 7)**

ぐるーぷほーむとう すべて い こ りよう  
グループホーム等の支援として全てを入れ込んでしまうと、かえって利用し

にくくなる。最低限のものはそこに備わっていて、それ以外のパーソナルなものはオプションで、多様なサービスを利用できるようにすることの方が良いのではないか。食事や掃除などの家事という基本部分をベースに、あとは自分の希望で選べるような仕組みが考えられる。グループホームに住みながら、本人がパーソナルアシスタンスなどの支援を活用するなどにより、一人ひとりの暮らしの質が向上することになる。

#### (結論1-説明8)

グループホーム等の入居者個人が必要とする支援サービスは、外から提供するか、グループホーム等の事業所から提供するのかは、入居者が選択できることでよいのではないか。

#### (結論1-説明9)

現状の職員体制は、短期間の非常勤によって支えられており、多様な個別ニーズに対応できていない。職員体制の整備が必要である。特に、夜間支援体制の強化が急務の課題である。支援が必要な全ての住居に夜間世話人(夜間支援員)を配置する必要がある。

#### (結論1-説明10)

グループホーム等のサービス管理責任者は入居者30人に1名の配置である。利用者の意向に基づく個別支援計画の策定と提供管理、評価・検証、関係機関との連携、自立支援協議会に参加し社会資源開発へ繋げる等、広範囲な業務を担う一方で、入居者の地域生活経験に伴う生活ニーズも多様化するが普通である。専従可能な報酬単価の見直しと、サービス管理責任者の研修を強化する必要が生じている。

#### (結論1-説明11)

入居者が高齢化し、日中活動サービスを利用することが困難となった場合、入居者によっては日中活動サービスを希望しない場合や必要としない場合もあるが、現行のグループホーム等は夕方から朝までの支援を原則としており、それらの人たちへの支援体制を確保するため、日中の支援もできるようにする必要がある。

## おわりに

グループホームの本来の家庭的な規模での運営を可能とするとともに、夜間も職員を配置するため、また、高齢、重度・重複障害、医療的ケアや行動障害など様々なニーズのある人たちへの一定水準の支援体制を確保するためには、そのための報酬体系の実現が必要となる。一方、今後、パーソナルな訪問系サービスを積極的に活用していくうえで、それらの報酬体系や国庫補助基準の取扱いも課題になる。報酬体系の検討にあたって配慮を求めたい。

なお、設置基準における、いわゆる「一つ屋根の下」と「共有スペース」の取扱いと支援体制について、ニーズの実態を踏まえ、柔軟な対応を含め検討する必要があると思われる。

## (2) グループホーム等の設置促進について

### はじめに

グループホーム等の設置促進のための福祉施策について検討した。

### 結論とその説明

#### (結論1)

グループホーム等の設置を促進するうえで、国庫補助での整備費の積極的な確保が重要である。また、重度の障害や様々なニーズのある入居者への支援も想定し、安定的運営に係る報酬額が必要である。

#### (結論2)

グループホーム等を建設する際の地域住民への理解促進について、事業者のみに委ねる仕組みを見直し、行政と事業者が連携・協力する仕組みとする必要がある。

#### (結論1-説明1)

地域生活移行を促進する上で、グループホームの住居を確保する国庫補助による整備促進が必要である。また、報酬単価が低く、人材確保や

じぎょううんえい こんなん ぐるーぷほーむ けあほーむたんどく けいえい な  
事業運営に困難があり、グループホーム、ケアホーム単独では経営が成り  
た げんじょう せっきょくてき せいび すいしん よさんかくほ ひつよう  
立たない現状があるため、積極的に整備を推進するための予算確保が必要  
である。

#### けつろん せつめい (結論 1－説明 2)

じゅうど しょうがいしゃ じゅうしょうしんしん しょうがいしゃ ふく せいかつかのう  
重度の障害者（「重症心身障害者を含む」）でも生活可能な  
ぐるーぷほーむ せいど かくりつ ひつよう はーどめん せいび  
グループホーム制度の確立が必要である。そのためハード面での整備を  
すいしん こうてき せいびひ じゅうじつ さら ひつよう やかん ふく  
推進するための公的な整備費の充実が更に必要である。また、夜間を含め  
しえんたいせい じゅうじつ もと  
た支援体制の充実が求められる。

#### けつろん せつめい (結論 2－説明 1)

ぐるーぷほーむ けんせつ ばあい しゃくや か ばあい ふく ちいきじゅうみん  
グループホームを建設する場合、借家で借りる場合も含めて地域住民の  
はんたい ぜんこくかくち お けんせつ だんねん ばあい  
反対が全国各地で起きており、なかには建設を断念する場合もある。  
いっぽう けんせつ あ ちいきじゅうみん りかい もと  
一方、建設に当たって地域住民の理解を求めることについて、もっぱら  
じぎょうしゃ ゆだ げんじょう しょうがいしゃけいかく しょうがいふくしけいかくなら  
事業者に委ねている現状がある。障害者計画や障害福祉計画並びに  
こうひしきゆう しゅたい ちほうじちたい せきむ じぎょうしゃ れんけい きょうりよく  
公費支給の主体である地方自治体が、責務として事業者と連携・協力し  
じゅうみん りかいそくしん はか ひつよう  
て住民の理解促進を図る必要がある。

### おわりに

ぐるーぷほーむとう せっちそくしん とく せいびひ ほうしゅうたんか  
グループホーム等の設置促進にあたっては、特に、整備費や報酬単価と  
こうてきひようふたん かだい おお しょうがいふくしかんけいよさん かくほ かんれん  
いう公的費用負担の課題が大きい。障害福祉関係予算の確保と関連して  
こんご けんとう きたい  
今後の検討に期待したい。

### (3) 民間住宅の活用促進のための建築基準法の見直し

#### はじめに

ぐるーぷほーむとう せっちそくしん げんこう けんちくきじゅんほう おお  
グループホーム等の設置促進にあたって、現行の建築基準法が大き  
かべ どうほう ちゃくもく けんとう  
な壁となっている。そこで、同法に着目し検討した。

#### けつろん せつめい 結論とその説明

##### けつろん (結論 1)

ぐるーぷほーむ けあほーむ みんかんじゅうたく かつようそくしん  
グループホーム・ケアホームの民間住宅の活用促進にあたっては、

けんちくきじゅんほう きせい かんわ いっぱんじゅうきよ と あつか ひつよう  
建築基準法の規制を緩和し、一般住居として取り扱う必要がある。

### けつろん せつめい (結論1-説明1)

ぐる ぶほ むとう びんかんじゅうたく かつよう さい ぜんこくてき けんちくきじゅんほう  
グループホーム等の民間住宅の活用の際、全国的に建築基準法  
おお もんだい げんじょう きしゆくしゃ ようとへんこう し  
が大きな問題となっている。現状では寄宿舍への用途変更が強いられ、  
きび きじゅん てきよう ぼうかへき こうじ おこな  
厳しい基準が適用され、防火壁などの工事を行わなければならないこと  
になる。それによって、びんかんじゅうたく かつよう こんなん ちいき じゅうよう す  
民間住宅の活用が困難となり、地域の重要な住ま  
いとなっているグループホーム等の整備が進まない事態となっている。

### けつろん せつめい (結論1-説明2)

げんこう けんちくきじゅんほう げんざい ぐる ぶほ む じゅうきよ  
現行の建築基準法は、そもそも、現在のグループホームという住居  
けいたい そうてい かんが ぐる ぶほ む ちいきしゃかい じゅうみん  
形態を想定していないと考えられる。グループホームは、地域社会で住民  
ふつう す ていきよう にゅうきよしゃ ひつよう じんてきしえんとう おこな  
としての普通の住まいを提供し、入居者に必要な人的支援等を行うこと  
を基本としたものと考えられる。従って、特別な住居ではなく、いっばんじゅうきよ  
に暮らすことが共生社会のひとつのかたちと考える。

## おわりに

しょうがいしゃ じゅうたくせさく こくどうつうしょう しょうがいふくせさく れんけい と く  
障害者の住宅施策は、国土交通省の障害福祉施策と連携した取り組  
みなくして進展は望めない。ほうれい かいせい しゃ い こくどうつうしょう  
法令の改正も視野に入れた国土交通省と  
こうせいろうどうしょう せつきよくてき れんけい きょうりよく のぞ  
厚生労働省の積極的な連携・協力を望みたい。

## す かたしえん 3. 住まい方支援

### ちいき す かくほ きょじゅうさ ぽー とじぎょう とう (1) 地域での住まいの確保 (居住サポート事業) 等について

#### はじめに

きょじゅうさ ぽー とじぎょう じゅうたく かくほとう じゅうよう さーびす  
居住サポート事業は住宅の確保等において重要なサービスとされてき  
たが、その実態を踏まえ、こんご かくほとう しえん かた  
今後のすまいの確保等への支援のあり方について  
けんとう  
検討した。

### けつろん せつめい 結論とその説明

#### けつろん (結論1)

げんこう きょじゅうさぽーとじぎょう しえんないよう じゅうようせい みと そうだん  
現 行 の 居 住 サ ポ ー ト 事 業 の 支 援 内 容 の 重 要 性 は 認 め ら れ る が 、 相 談  
しえんじぎょう かんれん ふく いちづ じっしじょうきょう さいけんしょう こんご  
支 援 事 業 と の 関 連 を 含 め た 位 置 付 け や 実 施 状 況 な ど を 再 検 証 し 、 今 後 の  
じぎょう せいどじょう いち けんとう ひつよう  
事 業 の 制 度 上 の 位 置 づ け を 検 討 す る 必 要 が あ る 。

#### けつろん せつめい (結論 1-説明 1)

きょじゅうさぽーとじぎょう しょうがいしゃ ちいき せいかつ けんり じっしつか  
居 住 サ ポ ー ト 事 業 は 、 障 害 者 が 「 地 域 で 生 活 す る 権 利 」 を 実 質 化 す る  
ための事業として重要な役割を果たすものである。この事業に加えて、  
にちじょうせいかつ しえん にーず ずいじ き と ほか ちいきじゅうみん しょうがいしゃ  
日 常 生 活 の 支 援 、 ニ ー ズ の 随 時 の 聞 き 取 り の 他 、 地 域 住 民 と 障 害 者 と の  
こうりゅう やくわり にな のぞ  
交 流 を は か る 役 割 を 担 う こ と が 望 ま し い 。

#### けつろん せつめい (結論 1-説明 2)

いってい せいか こんご ひつよう かんみんきょうどう ちいきれんけい ば つく  
一 定 の 成 果 は あ り 今 後 も 必 要 で あ る 。 官 民 共 同 で 地 域 連 携 の 場 を 作 り  
じょうほうしゅうしゅう かつどう ひろ せいか みと ひつよう  
情 報 収 集 や 活 動 が 広 が っ た こ と に よ り 成 果 が 認 め ら れ た 。 必 要 な の は  
じゅうたくさが おこな じんざいかくほ いたくひ いちりつ ひつようじょうたい じんこう  
住 宅 探 し を 行 う 人 材 確 保 で 、 委 託 費 は 一 律 で は な く 、 必 要 状 態 、 人 口 、  
しょうがいしゃすう らんく かんが  
障 害 者 数 な ど に よ っ て ラ ン ク を 考 え る べ き で あ る 。

#### けつろん せつめい (結論 1-説明 3)

げんこうせいど きょじゅうさぽーとじぎょうしゃ じゅうたく じぎょうしゃ すく じゅうたく  
現 行 制 度 で は 居 住 サ ポ ー ト 事 業 者 を 受 託 す る 事 業 者 が 少 な く 、 住 宅  
ぶもん れんけい ふじゅうぶん じっしちようそん おお ふくしぶんもん  
部 門 と の 連 携 も 不 十 分 で あ り 、 実 施 市 町 村 も 多 く な い 。 福 祉 分 門 だ け で は  
なく、住宅部門と連携した形の実効性のある居住サポートの仕組みが  
ひつよう ぐるーぷほーむとう たんしんせいかつ いこう ばあい じぎょう  
必 要 で あ る 。 ま た 、 グ ル ー プ ホ ー ム 等 か ら 単 身 生 活 に 移 行 す る 場 合 も 事 業  
たいしょう ひつよう きょじゅうさぽーと かくじゅう ぐるーぷほーむとう  
対 象 と す る 必 要 が あ る 。 居 住 サ ポ ー ト の 拡 充 に よ っ て 、 グ ル ー プ ホ ー ム 等  
いがい だい ちいきせいかつ みち ひろ じゅうよう じぎょう  
以 外 の 第 3 の 地 域 生 活 の 道 が 広 が っ て い く 。 そ の た め に も 重 要 な 事 業 で あ  
る 。

#### けつろん せつめい (結論 1-説明 4)

きょじゅうさぽーとじぎょう ひつよう きのう せいど みじゆく ひとりしごと  
居 住 サ ポ ー ト 事 業 は 必 要 な 機 能 で あ る が 、 制 度 が 未 熟 で 一 人 仕 事 に な る  
ちいき おお ぎょうむ せいじゆく ぐるーぷほーむ ばっくあつぷ  
地 域 が 多 く 、 業 務 と し て 成 熟 し て い な い 。 グ ル ー プ ホ ー ム の バ ッ ク ア ッ プ  
きのうとう りんく しく けんとう ひつよう  
機 能 等 と の リ ン ク す る 仕 組 み を 検 討 す る 必 要 が あ る 。

#### けつろん せつめい (結論 1-説明 5)

そうだんしえんじぎょう ふたいじぎょうてき いち きのう やくわり  
相 談 支 援 事 業 の 付 帯 事 業 的 な 位 置 づ け と な っ て お り 、 機 能 や 役 割 が  
ふめいりょう そうだんじぎょうほんたい あつぱく めん  
不 明 瞭 で あ る と と も に 、 相 談 事 業 本 体 を 圧 迫 し て い る 面 も あ る 。 ま た 、

ほんじぎょう しえん じゅうきょ かくほ きんきゅうじたいおう げんていてき ばめん  
本事業における支援が、住居の確保や緊急時対応など限定的な場面に  
かぎ ちいき あんしん く けいぞくてき さぼーと  
限られているが、地域での安心できる暮らしを継続的にサポートするよう  
ほうもんかた せいかつ さぼーとじぎょう きのきょうか どりつ うんえいかのう  
な、訪問型の生活サポート事業として機能強化し、独立して運営可能な  
じぎょう のぞ そうだんしえん はんちゅう ぎむてきせさく めいき  
事業とすることを望みたい。相談支援の範疇でなく、義務的施策として明記  
し、義務的経費負担とする必要がある。

けつろん せつめい  
(結論1-説明6)

きょじゅうさぼーとじぎょう いちづ よわ どりつ ちいき  
居住サポート事業の位置付けが弱いので、独立させるべきである。地域  
いこう お ちんたいじゅうたく かんが ばあい こうてき ほしようにんきこう れんどう  
移行に於いて賃貸住宅を考える場合、公的な保証人機構と連動した  
ひつよう じぎょう じぎょう きのう ちんたいじゅうたく  
必要な事業である。また、事業が機能するには、あんしん賃貸住宅の  
とうろく ふかけつ ぶぶん みせいび きんきゅうじ たいおうかのう  
登録が不可欠であるが、その部分が未整備のままである。緊急時に対応可能  
あんしん ちいきせいかつきよてんきのう じぎょうしゃ ふか ひつよう  
な安心できる地域生活拠点機能を事業者そのものに付加する必要がある。

けつろん せつめい  
(結論1-説明7)

きょじゅうさぼーとじぎょう ひつすか かんが なに ひつよう  
居住サポート事業は必須化されるべきとは考えるが、何より必要なのは  
じかん にち たいきかいじょ きょじゅうさぼーとじぎょう よさん まず  
24時間365日の待機介助であり、居住サポート事業は予算も貧しく  
たいしょうしゃきかん かぎ もんだい  
対象者期間も限られていることが問題である。

けつろん せつめい  
(結論1-説明8)

きょじゅうさぼーとじぎょう じかん みまも か ふごうり  
居住サポート事業に24時間の見守りを課していることは不合理であり、こ  
かいじょさーびす ほしゅう さーびす こうてきほしようにん  
れは介助サービスで保障されるべきサービスである。また、公的保証人を  
かくとく たがく じこふたん ひつよう ひげんじつてき いっぽう  
獲得するために多額の自己負担を必要とすることは非現実的であり、一方、  
じゅうたくかいぞう ひようほてん ていがく じゅうたく  
住宅改造をする費用補填は低額なため、住宅はほとんどない。

けつろん せつめい  
(結論1-説明9)

しょうがいしゃ ちいき せいかつ ささ やかん きんきゅうじ たいおう  
障害者の地域における生活を支えるためには、夜間や緊急時に対応が  
かのう きよてんきのう ちいきせいかつきよてんせんた しんせつ せいび ふかけつ  
可能な拠点機能としての「地域生活拠点センター」の新設、整備が不可欠  
である。

けつろん せつめい  
(結論1-説明10)

こうれいしゃぶんや しるばーはうじんぐぶろじえくと こうえいじゅうたく  
高齢者分野における「シルバーハウジングプロジェクト」(公営住宅に  
ふくしもくてきじゅうたくせつち しえんさぼーた じゅんかいしえん じっし  
福祉目的住宅設置のうえ、支援サポーターによる巡回支援が実施されてい  
る)の障害者バージョンを作り、居住サポート事業との連結をはかる  
ひつよう  
必要がある。



## おわりに

住宅の確保等の支援については、そのサービスを切り分けるというより、地域生活支援の一環として位置づけ、機能強化を図れるような仕組みを期待する意見が多かった。また、賃貸契約書などが本人に分かりやすい契約書となるように工夫してほしいとの要望があった。

## (2) 一般住宅やグループホーム等への家賃補助等について

### はじめに

地域での住まいとして、グループホーム等や公共住宅、民間住宅の活用が益々求められるなか、特に、主たる収入を障害基礎年金と福祉的就労の工賃などに依存する人たちにとって、その家賃は重い負担となっている。また、それらの住宅の確保に向けた様々な施策が必要と考えられる。それらの視点から検討を行った。

## 結論とその説明

### (結論1)

地域での住宅問題の解決のためには、グループホーム等や公共住宅、民間住宅の賃貸などにおいて、障害者の受け入れを拡大していくことが必要である。そのために、厚生労働省と国土交通省等の関係省庁が密接に連携した住宅施策を講じていく必要があり、一方で家賃補助、住宅手当などによる経済的支援策が重要と考える。

### (結論2)

民間住宅の障害者の受け入れを拡大のために、一般住宅の行政による借り上げや一定以上の規模を有する新築集合住宅に対して、障害をもつ人に配慮された住戸の義務付けとその際の公的助成などが考えられる。

### (結論3)

事業者に対する税制の優遇（不動産取得税、固定資産税、都市

けいかくぜいとう げんがく めんじょ もう ひつよう じゅうきよ  
計画税等の減額もしくは免除)を設ける必要がある。また、住居  
ていきょうしゃ たい けいざいてきしえんさく ゆうぐうさく こう ひつよう  
提供者に対する経済的支援策や優遇策を講じる必要がある。

#### けつろん せつめい (結論1-説明1)

しょうがいしゃ しょうとくほしょう ふじゅうぶん りゆう あんい じゅうたく  
障害者の所得保障が不十分であるという理由のみで安易に住宅  
もんだい かんが こくみんぜんたい じゅうたくせさく なか しょうがい ひと  
問題を考えるのではなく、国民全体の住宅施策の中で障害のある人の  
じゅうたくもんだい いち かんが ひつよう としけいかく なか しょうがいしゃじゅうたく  
住宅問題も位置づけ考える必要がある。都市計画の中に、障害者住宅  
せいびもくひょう く こ こうえいじゅうたく みんかんじゅうたく ぎょうせい  
の整備目標を組み込むべきであり、公営住宅、民間住宅、行政におけ  
としけいかく かんてん そうごうてき すず ひつよう す  
る都市計画の3つの観点から総合的に進める必要がある。また、住まい  
かくほ じりつしえんきょうぎかい しすてむ つく れんけい とく  
の確保について、自立支援協議会のようなシステムを作り、連携して取り組  
む必要がある。

#### けつろん せつめい (結論1-説明2)

にほん きび じゅうたくじじょう なか きそんじゅうたく かつよう しょうがいしゃ  
日本の厳しい住宅事情の中で既存住宅の活用だけでなく、障害者が  
せいかつ じゅうたくけんせつ かのう さま せつきよくてき しえんさく ひつよう  
生活しやすい住宅建設が可能となる様な積極的な支援策が必要であ  
る。

#### けつろん せつめい (結論1-説明3)

こうれいしゃ きよじゅう あんてい かくほ かん ほうりつ どうよう ほうせいど  
「高齢者の居住の安定の確保に関する法律」と同様に、法制度でし  
い しょうがいしゃむ じゅうたく ちいきない かくほ  
っかり位置づけたうえで、障害者向けの住宅が地域内で確保されるような  
ほうさく すいしん ひつよう こっこうしょう とく こうれいしゃ  
方策を推進していく必要がある。また、国交省が取り組んでいる高齢者  
せんようちんたいじゅうたくせいど しく ちんたいぶつけんせいど すいしん  
専用賃貸住宅制度のような仕組みの賃貸物件制度を推進できないか。

#### けつろん せつめい (結論1-説明4)

やちんほじよてき せさく さっきゅう ひつよう いけん おお で みんかんじゅうきよ  
家賃補助的な施策が早急に必要との意見が多く出ている。民間住居へ  
にゅうきよそくしん やちんほじよ じゅうたくてあて そうせつ のぞ せいかつほご  
の入居促進のため、家賃補助や住宅手当の創設が望ましい。生活保護と  
どうよう しょうがいしゃ きそねんきん じゅうたくてあて うわづみ  
同様に、障害者の基礎年金に住宅手当が上積みされるべきではないか。

#### けつろん せつめい (結論1-説明5)

じゅうたくてあて そうせつ ほしょうにんせいど じゅうじつ じゅうたくかいしゅうひ しえんとう  
住宅手当の創設、保証人制度の充実、住宅改修費の支援等ととも  
きよじゅうしえんきょうぎかい ひつちきていかとう いっぽんじゅうたく かくほ かだい  
に、居住支援協議会の必置規定化等、一般住宅の確保をめぐる課題を  
さっきゅう かいけつ  
早急に解決すべきである。

#### けつろん せつめい (結論1-説明6)

住宅手当とした場合、広く国民を対象とした手当制度や生活保護制度における住宅扶助などとの関係を整理する必要がある。また、住宅手当は、住宅を必要とする人とそうでない人がいるので、ニーズとかがみ合うかという問題がある。障害年金をすぐに引き上げることができれば良いが、それぞれの住宅の状況を踏まえると一律に年金の手当とするのはどうか。家賃に応じて住宅手当を支給するのが現実的であるし、社会の理解も得られやすい。

#### (結論 1－説明 7)

入所施設における補足給付と同額の2万5千円相当の金額を家賃などの補助に当てることが可能な仕組みを作る。また、家を借り上げる際に必要な保証人を自立支援協議会などの仕組みを活用して自治体ごとに確保できるようにする必要がある。

#### (結論 2－説明 1)

公営障害者住宅の新設が優先されるべきであるが、一般住宅の行政による借り上げによる確保を検討すべきである。その場合、建設時から行政が借り上げを保障し、改造の補助など誘導策をとる必要がある。家賃についても、補填する仕組みが必要である。また、一定以上の規模を有する新築集合住宅に対して、障害を持つ人に配慮された住戸を義務付け、それに対して、一定割合の公的助成を行うことが考えられる。

#### (結論 3－説明 1)

事業者に対する税制の優遇（不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の減額もしくは免除）を設ける必要がある。また、障害特性に応じた建築構造のための助成金をさらに拡充する必要がある。一方、民間の土地や住宅提供者については、固定資産税などの税制優遇策を講じる必要があとともに、住宅改造と現状回復工事への助成制度が必要である。

### おわりに

家賃補助の議論において、障害者の所得保障の仕組みを見直すことが

せんけつ いけん  
先決ではないかという意見もあった。

また、トライアル入居（法人契約アパートの試験入居を経て、その居住実績により個人契約への切り替え促進）の制度化なども必要との意見とともに、大家への「障害者・高齢者を入居拒否しない」などの条件付けの廃止を望む声もあった。

### (3) 公営住宅の利用促進について

#### はじめに

げんじょう じゅうたく かくほ こうえいじゅうたく じゅうよう しゃかいしげん  
現状では、住宅の確保において、公営住宅は重要な社会資源のひとつであり、その視点から検討した。

#### けつろん せつめい 結論とその説明

##### けつろん (結論 1)

ちいき す かくほ しゃかいしげん こうえいじゅうたく かつよう のぞ  
地域での住まいの確保において、社会資源としての公営住宅の活用が望まれるが、地域間格差が顕著であり、優先枠の拡大に向けた何らかの仕組みが必要である。なお、一方で、公営住宅に偏重することなく、民間の賃貸住宅への入居も進めていく施策を講じる必要がある。

##### けつろん せつめい (結論 1－説明 1)

こうえいじゅうたく ていやちん す じゅうよう しゃかいしげん  
公営住宅は低家賃であり、住まいとしての重要な社会資源といえる。こうえいじゅうたく つか じちたい しどう ひつよう  
公営住宅を使いやすくするように自治体を指導していくことが必要である。また、ばりあふりーか こうえいじゅうたく かくじゅう しょうがいとくせい こうりよ  
また、バリアフリー化した公営住宅を拡充して、障害特性をも考慮するじゅうたくていきょう しく ゆうせんてき ていきょう のぞ  
る住宅提供の仕組みをつくり、優先的に提供されることが望ましい。

##### けつろん せつめい (結論 1－説明 2)

こうえいじゅうたく ばりあふり じゅうきよ ぐるーぷほーむ  
公営住宅については、バリアフリー住居やグループホームなどのゆうせんわく かくだい せいどか ひつよう  
優先枠を拡大するため、それを制度化する必要がある。

##### けつろん せつめい (結論 1－説明 3)

ちてきしょうがいしゃ たんしん こうえいじゅうたく もう こ  
知的障害者は単身でも公営住宅に申し込みができるようになったが、たんしんよう こうえいじゅうたく あ すく じっさい にゅうきよ ひと おお  
単身用の公営住宅は空きが少ないので実際には入居できない人が多

い

けつろん せつめい  
(結論 1-説明 4)

1つの公営住宅の建物に障害者が集まるのは、問題はないか。特化した居住の形はいかがなものか。市民との混在／混住がインクリュージョンの要ではないか。権利条約の「他のものとの平等」の理念にからすれば、公営住宅よりは民間の賃貸住宅を借りやすくする施策が重要といえる。民間の賃貸住宅への入居を進めながら、不十分な場合には、暫定的な措置として公営住宅への入居優先枠を拡大することが考えられる。

けつろん せつめい  
(結論 1-説明 5)

特定の住居形態に、特定の人々が集住する問題は残るが、障害のある人が公営住宅を選択する上では入居しやすくする政策は必要である。

けつろん せつめい  
(結論 1-説明 6)

公営の障害者住宅の新設は急務であり、公営住宅の建築前に、障害のある人がいる家庭などを対象に公募をかけて、ユニバーサルデザインを施した一戸建てなども創出していく必要があると考える。

## おわりに

公営住宅の利用促進にあたっては、省庁をまたいだ住宅施策であるとともに、国と地方自治体の連携が重要であり、それらを踏まえた取り組みを望みたい。